

第 189 回 福島県都市計画審議会

年月日 令和 3 年 11 月 25 日 (木)
時間 午前 10 時～
場所 福島テルサ 3 階あぶくま

(司会)

それでは、定刻となりましたので、只今より、第 189 回福島県都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いたします。

次に、委員の皆様配布しております資料の御確認をお願いいたします。①次第、②議案書、③資料 1 (県北都市計画道路の変更について)、④資料 2 (特殊建築物の敷地の位置について (いわき市))。また、本日の名簿につきましては、議案書の 6 ページに記載しております。お手元がない資料がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、本日は、横田委員におかれましては、リモート形式により御出席いただいております。また、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、質疑応答の際のマイクにつきましては、係員が除菌をしてからお渡しいたします。

次に、審議会の開催に先立ちまして、人事異動により新たに就任されました 7 名の委員を御紹介いたします。議案書の 12 ページをご覧ください。

はじめに、議席番号 2 番 東北運輸局長の田中由紀委員でございます。本日は、代理としまして福島運輸支局長 有路仙之様に御出席をいただいております。

続きまして、議席番号 5 番 東北経済産業局長の平井淳生委員でございます。本日は、所用のため、欠席されております。

続きまして、議席番号 6 番 福島県警察本部長の児嶋洋平委員でございます。本日は、代理としまして福島県警察本部交通部交通規制課長 齋藤勲様に御出席をいただいております。

続きまして、議席番号 10 番 福島県議会議員の宮川政夫委員でございます。

続きまして、議席番号 12 番 福島県町村議会議長会副会長の片平秀雄委員で

ございます。本日は所用のため、欠席されております。

続きまして、議席番号 13 番 東北地方整備局長の稲田雅裕委員でございます。本日は、代理としまして福島河川国道事務所長 福島陽介様に御出席をいただいております。

続きまして、議席番号 15 番 東北農政局長の坂本修委員でございます。本日は、代理としまして東北農政局農村振興部農村計画課長 小椋好明様に御出席をいただいております。

(司会)

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第 5 条に基づき、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、初澤会長、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。最初に、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、御発言の際にまず委員の議席番号、氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

まずはじめに、出席委員数を御報告いたします。定員は 19 名のうち、出席委員は 15 名、うち代理出席者は 6 名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める半数以上に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

御異議ないようですので、御指名申し上げます。7 番の山口栄子委員、19 番の横田純子委員のお二方をお願いいたします。

次に、議案書の目次をお開き願います。本日は、報告事項 1 件、議案 2 件を予定しております。

それでは、議案書の 1 ページをお開き願います。第 188 回福島県都市計画審議会に付議された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

県都市計画課の原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて御説明申し上げます。

議案書1ページでございますが、令和3年5月20日に開催しました、第188回都市計画審議会に付議された案件につきまして御報告申し上げます。「議案第2031号 県北都市計画下水道の変更について」、こちらは、県北浄化センターに隣接する一級河川滝川の災害復旧工事に伴う、県北浄化センターの区域面積の変更でございました。令和3年6月4日付け福島県告示第444号にて、都市計画変更の告示を行っております。報告は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

(質問等無し)

(会長)

それでは、次第の3番、議事に移らせていただきたいと思います。本日御審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました2件となっております。議案第2032号「県北都市計画道路の変更について」、議案第2033号「特殊建築物の敷地の位置について(いわき市)」です。それでは、議事の審議に入らせていただきます。第2032号の議案について、事務局より説明願います。

(事務局)

まず、議案書の2ページをご覧ください。議案第2032号「県北都市計画道路の変更について」、都市計画の決定区分は福島県であります。関係市町村は、当該都市計画道路の沿線に位置する市町村であります、福島市、伊達市、桑折町及び国見町の4市町となります。

では、お手元の資料1及びスクリーンにより説明いたします。資料1をご覧ください。都市計画道路「福島国見線」は、一般国道4号の福島市舟場町から、国見町大字石母田までの延長約17.34km区間において都市計画決定されている都市計画道路であります。今回の変更は、国土交通省福島河川国道事務所が進めております、国道4号伊達拡幅事業において、道路線形を一部見直したことによる道路区域の変更であります。

2ページをご覧ください。こちらが変更箇所の位置図であります。伊達市から国見町にかけて延長約9.1kmの事業区間において、国道4号の交通混雑緩和、

交通安全及び高速道路の代替機能の確保などを目的とし、昭和56年から4車線化などの事業を進めてきたところであります。このうち、今回変更するのは、現在事業中である国見町内の区間になります。

3ページをご覧ください。こちらは、事業計画の概要になります。現在、2車線になっている区間において、設計速度80km/h、標準幅員27mの4車線に拡幅する計画であります。

4ページをご覧ください。国見町内の総括図になります。今回変更するのは、路線の終点に近い、図の右上の約0.6km区間になります。

5ページをご覧ください。こちらが計画図になります。赤丸で囲んだ範囲が今回の変更箇所となりまして、道路の線形すなわち中心線を変更することにより、現在の計画より若干西側、図で言いますと左側へずれた線形に変更となります。

6ページをご覧ください。上の図、変更前の計画では、現道の両側を拡幅する計画であり、中央部分にあります青色に着色した橋梁「滝川橋」の架け替えや、工事に必要な迂回路の設置、2軒の家屋移転が必要になるほか、工事に伴う交通規制の影響も大きくなります。一方、今回の変更案であります、下の図ですが、西側、図の左上、第2種住居地域内などにある、店舗跡地などの未利用地を利用し、道路の線形を西側、図の上側に若干振ることで、道路の拡幅が片側だけとなり、その結果、現在の橋をそのまま利用しながら工事を進めることができます。また、家屋移転につきまして、工事のための迂回路が不要となることで、2軒から1軒へ減ずることが可能となります。

7ページをご覧ください。現場の写真になります。手前が福島市側、奥が終点側、宮城県境側になります。黄色のラインが現在の計画線となります。これを、赤色のラインのように西側にずらすことにより、現道の片側の拡幅工事となり、その結果、迂回路整備や物件補償等のコスト削減が図られることとなります。資料1での説明は以上になります。

続いて、議案書にお戻りいただきまして、3ページをご覧ください。議案第2032号、県北都市計画道路の変更、都市計画道路中3・3・2号福島国見線を次のように変更する。今回の変更で、延長や幅員などの変更はありません。一部区間の道路線形の変更ですので、備考欄に記載のとおり中心線変更となります。

議案書4ページをご覧ください。変更の理由としましては、今般、第二種住居地域の未利用区域を利用し道路線形を見直したことに伴い、都市計画を変更しようとするものです。参考としまして、公聴会を8月3日に開催しましたが、公述人はありませんでした。また、案の縦覧に伴う意見書の提出はございません。関係市町への意見照会の結果、意見はございませんでした。説明は以上で

す。御審議よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。では只今の御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら頂戴したいと思います。挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(17番 宮本委員)

17番 宮本です。変更の内容は、工事に伴う利便性が高まるものと考えますので特に問題ないと思います。ただ、この変更によって、これまで移転が必要とされていたお宅との関係で、もう既に準備がされているというようなことがなかったのか、直接関係する住民の方との関係がきちんと調整ができているということが確認できるのか、お聞かせください。

(会長)

ありがとうございます。では事務局よりお願いいたします。

(事務局)

はい、お答えいたします。今回の変更によりまして、従前では2軒の移転が必要であったものが1軒になります。その1軒は、元々対象のお宅とは別のお宅が移転するようになりますが、こちらは事業者の方で、事業の説明等を密に行っているということで、既に移転することについての了解を得ているということをお聞きしておりますので、地権者との対応には問題ないものと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(17番 宮本委員)

はい。

(会長)

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。それでは、議案第2032号の議案に、御異議ございませんか。

(異議無し)

(会長)

ありがとうございます。では、御異議無しと認めまして、議案第 2032 号は原案のとおり同意するということに決定いたします。続きまして、第 2033 号の議案について、事務局より説明願います。

(事務局)

まず、議案書の 2 ページをご覧ください。議案第 2033 号、特殊建築物の敷地の位置について、建築基準法第 51 条ただし書きによる許可でございます。本案件は都市計画の決定を行うものではありませんので、決定区分はございません。関係市町村はいわき市となります。

では、スクリーン及びお手元の資料 2 により説明申し上げます。はじめに、建築基準法第 51 条ただし書き制度について、私から説明します。続いて、施設の敷地、配置などの概要につきまして、特定行政庁であるいわき市より説明申し上げます。

資料 2 の 2 ページをご覧ください。はじめに、建築基準法第 51 条について、御説明します。建築基準法第 51 条では、「特殊建築物の位置」について規定しており、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築又は増築してはならないとされております。ただし、特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上の支障が無いと認めて許可した場合は、この限りでないとされております。繰り返しますと、都市計画区域内に特殊建築物の建築等を行う際は、その敷地の位置について都市計画決定しなければ建築等を行うことができない。ただし、都市計画審議会が敷地の位置について都市計画上の支障が無いと認められたものを特定行政庁が許可する場合は、この限りでは無いということになります。なお、都市計画決定を行うか、或いは、ただし書きを運用するかでございますが、対象となる施設について、相当の公共性、恒久性が認められるものである場合、都市計画決定を行い、それ以外の民間の施設については、ただし書きに沿った運用を行っております。後程、概要を説明しますが、今回の審議案件は、民間の産廃処理施設であります。

3 ページをご覧ください。次に、建築基準法第 51 条の文中にあります、本条文の対象となる「その他政令で定める処理施設」について、御説明します。その他政令で定める処理施設につきましては、建築基準法施行令第 130 条 2 の 2 において、一般廃棄物を処理する「ごみ処理施設」や「産業廃棄物処理施設」とされており、具体的には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」

いわゆる「廃棄物処理法施行令」で細かく規定されており、建築基準法第 51 条ただし書き許可が必要なものとして、産業廃棄物処理施設では、廃プラスチックの破碎施設であれば、1 日当たりの処理能力が 5 t、工業専用地域内では 6 t を超えるもの、木くずの破碎施設であれば、1 日当たりの処理能力が 5 t、工業専用地域内では 100 t を超えるものとされております。また、処理能力が既存施設の 1.5 倍以上となる増設も許可が必要となります。

4 ページをご覧ください。施設設置に必要な手続きについて説明申し上げます。産廃処理施設を設置するには、左側に示す廃掃法による設置許可、そして、右側にあります建築基準法による、敷地の位置に関する許可が必要となります。今回の審議では、施設の敷地位置が、都市計画上支障が無いかどうかをお諮りするものであります。

5 ページをご覧ください。次に、都市計画上の支障の有無の判断基準を説明いたします。1 つ目は、都市計画マスタープランなど、上位計画との整合です。2 つ目は、用途地域など、土地利用計画との整合です。3 つ目は、道路や公園など、周辺で計画している都市施設計画との整合や、地区計画との整合です。4 つ目として、区画整理事業などの市街地開発事業と不整合が無いかを確認いたします。次に、特定行政庁であるいわき市から、施設概要等を説明します。

いわき市建築指導課の通野と申します。それでは、当該施設の概要について御説明いたします。6 ページをご覧ください。まず、会社の概要から御説明いたします。称号 株式会社高崎クリーン、代表者 代表取締役 高崎文孝、本社所在地 いわき市泉町下川字大剣 1 番 176 号、事業内容 産業廃棄物の中間処理業、再生材の販売等となっております。次に、産業廃棄物処理施設の概要を御説明いたします。所在地 いわき市泉町下川字大剣 1 番 72、1 番 176 (小名浜臨海工業団地内)、敷地面積 16,216.26 m²、工場棟の延床面積 2,710.44 m²、処理施設としては、破碎処理施設、産業廃棄物の種類は、廃プラスチック、木くず、がれき類となっております。

7 ページをご覧ください。次に、産業廃棄物処理施設の増設計画についてご説明いたします。まず、比較表をご覧くださいと思います。現在、株式会社高崎クリーンの処理施設につきまして、表の「既存」の行ですが、廃プラスチック及び木くずの破碎施設が、1 日当たりの処理能力 15.2 t、がれき類の破碎施設が 1 日当たりの処理能力 960 t ですが、表の「計」の行、廃プラスチックの破碎施設につきまして、1 日当たりの処理能力を 53.175 t、木くずの破碎施設につきまして、同様に 63.1 t に増設する計画をしております。建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 第 1 項第 6 号の規定では、既存処理施設については、増設等により処理能力が 1.5 倍以上となる場合に建築基準法第 51 条ただし書きの許可が必要とされております。処理施設の増設によりまして、廃プラスチック

の処理能力が現在の 1.5 倍以上となり、規定されている処理能力を超えますことから、許可が必要となるものでございます。なお、木くずにつきましては、増設後も規定されている処理能力を超えないこと、また、がれき類の処理施設につきましては移動式であることから、許可の対象とはなっておりません。

8 ページをご覧ください。それでは、敷地の概要、位置図についてご説明いたします。処理施設の増設を計画している敷地につきましては、いわき市の南部、小名浜臨海工業団地のほぼ中央部に位置し、また、いわき市を南北に縦断する一般国道 6 号（常磐バイパス）にも近く、用途地域につきましては、専ら工業の利便を増進するために定める、工業専用地域内となっております。

9 ページをご覧ください。こちらが、敷地の位置図を拡大したものです。当該施設へのアクセスとしましては、一般国道 6 号（常磐バイパス）からは、臨港道路 1 号線、県道 239 号泉岩間線を経由して、市道大剣 7 号から入るルートが考えられます。

10 ページをご覧ください。処理施設の増設を計画している工場棟の現在の状況の写真になります。

11 ページをご覧ください。現在の工場棟の内部状況、既存処理施設の写真になります。

では、資料 12 ページをご覧ください。次に、当該施設を建築基準法第 51 条ただし書き規定により許可する場合の、都市計画上の支障の有無について、4 つの視点から説明いたします。まず、上位計画との整合ですが、①いわき都市計画区域マスタープランでは、都市的土地利用を図る区域として工業系市街地としての土地利用を図るエリアとしております。②市の都市計画マスタープランにおいては、製造業やエネルギー産業等を中心とした工業系の立地誘導を図るエリアとしての方向性が示されております。③また、市の立地適性化計画においては、都市機能及び居住、共に誘導をはかっていく区域として設定されてはおりません。以上より、上位計画との整合が図られております。次に、土地利用計画との整合ですが、当該地は、市街化区域内で、専ら工業の利便の増進を図る工業専用地域であることから、整合が図られております。次に、地区計画ですが、当エリアで決定されている地区計画はありません。4 つ目として、都市計画施設、市街地開発事業との整合につきましても、支障となるものはございません。以上のことから、当施設の敷地の位置につきまして、都市計画上の支障は無いものと考えております。

続きまして、議案書の説明をいたします。議案書 5 ページをご覧ください。議案 2033 号 特殊建築物の敷地の位置、建築基準法第 51 条ただし書きによる許可。建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するもの。名称 株式会社高崎クリー

ン、位置はいわき市泉町下川字大剣 1-72、1-176 です。面積は 16,216.26 m²。用途、産廃処理施設 建築面積 2,486.94 m²、廃プラスチック類等の破砕施設、処理能力が 1 日当たり 53.175 t です。付議する理由でございますが、当該施設は、産業廃棄物処理施設として廃プラスチック類等の破砕施設の処理能力が従前の処理能力の 1.5 倍以上となることから、建築基準法第 51 条ただし書きの許可を得ようとするもの。当該地の都市計画制限ですが、市街化区域の工業専用地域です。説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。では只今の御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら頂戴したいと思います。挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(17 番 宮本委員)

17 番 宮本です。今の議案について、都市計画上の問題は今の説明のとおり、特に問題ないと思いますが、廃プラの処理については、廃プラそのものの減量化、ごみの減量化というのが、環境対策や温暖化対策に重要な課題となっています。新たに処理能力を増やすというのが、世界的な規模で大きな課題となっている減量化の方向性に照らして、適切なかどうかという検討が必要ではないかと私は考えました。県内の廃プラがどのように処理されていて、施設の能力が高まることによって、県外からもたくさんの廃プラが県内に持ち込まれるというようなことになるのではないかと懸念をしておりますので、この計画についてもう少し実態と今後の方向性についてお聞かせいただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。では事務局よりお願いいたします。

(事務局 (特定行政庁))

はい、お答えいたします。廃プラスチックは、昔と違いましてリサイクル技術が向上しており、使用量も増えていますが、適切に二次処理をして再資源化しております。もう一点の搬入元については、事業者を確認したところ、ほとんどが市内からの搬入であると聞いており、首都圏など県外からの搬入はないと伺っております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(17番 宮本委員)

はい。

(会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは、御意見もないようですので、議案第2033号の議案に、御異議ございませんか。

(異議無し)

(会長)

ありがとうございます。では、御異議無しと認め、議案第2033号は、都市計画上の位置について支障無しと扱わせていただきます。どうもありがとうございました。

本日の審議事項は以上でございます。終始慎重に御審議いただきまして、ありがとうございます。では司会を事務局へお返しします。

(司会)

熱心な御審議をありがとうございました。以上をもちまして、第189回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 40分)

以上のとおり相違ないことを証します。

7番 山口 栄子

19番 横田 純子
